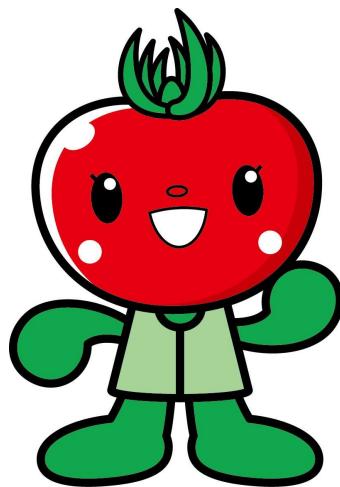


北本市

市有地売却 一般競争入札案内書

令和7年12月



●入札日 令和8年2月13日（金）

●申込受付期間 令和7年12月19日（金）～令和8年1月26日（月）

【お問い合わせ】

北本市役所 総務部 総務課 資産管理担当

〒364-8633 北本市本町1丁目111番地
電話（代表）048-591-1111
（内線）2231・2232・2233

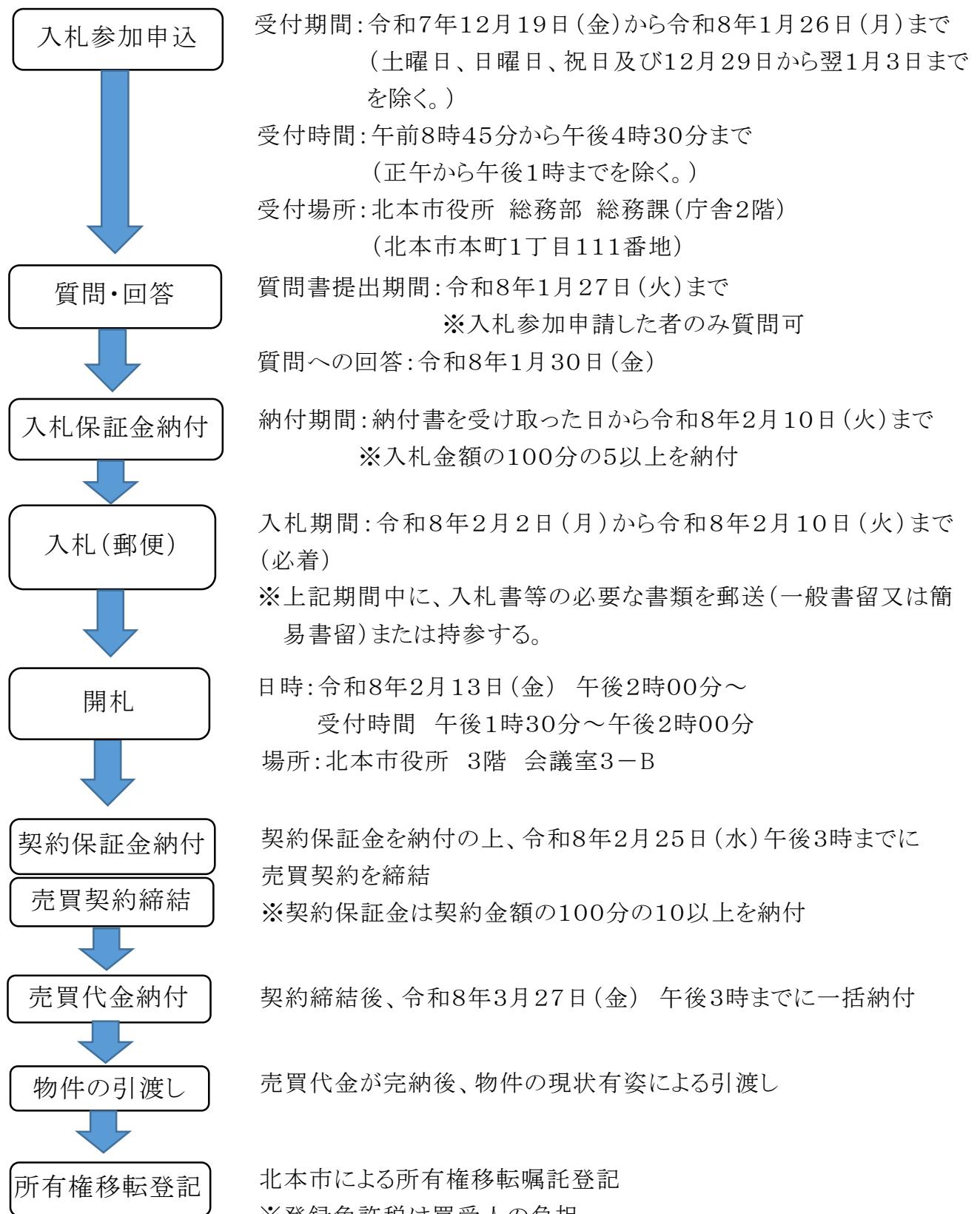
北本市ホームページでも情報提供を行っています。

〔北本市ホームページアドレス〕 <https://www.city.kitamoto.lg.jp/>

目 次

1. 一般競争入札による市有地売却の流れ 1
2. 対象物件 2
3. 入札参加資格 2
4. 入札参加の申込 3
5. 入札資格審査 4
6. 質問・回答 4
7. 入札保証金 4
8. 入札 5
9. 開札 7
10. 契約保証金の納付 8
11. 売買契約の締結 8
12. 売買代金の納付 9
13. 所有権の移転等 9
14. 利用制限 10
15. 違約金 10
16. 買戻し特約及び解除 10
17. その他 11

1.一般競争入札による市有地売却の流れ



2. 対象物件：入札に付する市有地（普通財産（土地））

物件番号	所在地	地目	公募地積 (m ²)	最低売却価格 (円)
土地 07-01	北本市下石戸7丁目77番、78番、79番、80番、81番、82番	山林	1,199	64,000,000

※詳細は別添の物件調書をご確認ください。

3. 入札参加資格

入札には、個人や法人を問わず参加することができます。ただし、次のいずれかに該当する方は、当該入札に参加することができません。入札参加資格を確認するため、市が必要な場合には、関係機関に照会します。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人(普通財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすることについて、補助人に同意を得る必要がある者に限る。)
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
第2条第2号から第6号までのいずれかに該当する個人又は団体
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条若しくは第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体
- (5) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった日から起算して3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人、使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - イ 市の実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者
又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正に利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が市との契約を締結すること、又は、契約者が市との契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく市との契約を履行しなかった者
- (6) 市税等の滞納者
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定された市の公有財産に関する事務に従事する市職員

4. 入札参加の申込

入札に参加するには、事前の申込が必要です。入札参加を希望する方は、次により申込を行ってください。ファクシミリ、電子メール等による申込は受け付けません。

(1) 受付期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月26日（月）まで

(2) 提出期限

ア 郵送の場合

受付時間：令和8年1月26日（月） 午後4時30分までに必着

送付先：〒364-8633

埼玉県北本市本町1丁目111番地

北本市総務部総務課 資産管理担当 宛

※不着などのトラブルを防止するため、書留など確実な方法で送付してください。

イ 持参の場合

受付時間：令和8年1月26日（月） 午後4時30分まで

※土、日、祝日及び平日 正午から午後1時までを除きます。

受付場所：北本市役所2階 総務部 総務課窓口

(3) 提出書類（持参していただくもの）

ア 北本市普通財産一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 委任状（様式第3号）（代表者等に委任する場合）

エ 印鑑登録証明書（個人の場合）又は印鑑証明書（法人の場合）

オ 住民票の写し（個人の場合）又は全部事項証明書（法人の場合）

カ 在留及び署名証明書（申込者が国外に居住している場合）

キ 居住及び署名証明書（日本国内に居住する外国人の場合）

※ 上記エからキについては、入札申込前3か月以内に発行されたものに限ります。

(4) 留意事項

ア 所有権移転登記の際に共有を希望する場合は、2名以上の連名により申込んでください。この場合、提出書類は共有者全員分の提出が必要です。

イ 申込の取り下げは、申込受付期間内に限り行うことができます。

ウ 提出書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

エ 現地説明会は行いませんので、入札参加者は、事前に物件調査等により、必ず現地を確認してください。

5. 入札資格審査

- (1) 入札参加申込受付後、申込者の入札資格の有無について審査を行います。
- (2) 審査後、申込者に対して、北本市普通財産一般競争入札資格審査結果通知書(様式第4号)により、資格の確認が完了した旨を通知します。併せて、有資格者には入札保証金に係る納付書、入札書及び記入例、入札書用封筒及び入札関係書類送付用封筒を送付します。

6. 質問・回答

物件に関する質問を以下のとおり受けます。北本市ホームページの本入札案内書掲載箇所に掲載する質問書の様式を使用し、電子メール(電子メールアドレスがない方はファクシミリ)で提出してください。なお、入札参加申請した者のみ、質問をすることができます。

(1) 質問書提出期間

令和8年1月27日(火)まで

(2) 質問書提出先

ア 電子メール:a22020@city.kitamoto.lg.jp

イ ファクシミリ:048-592-5997

(3) 質問への回答

令和8年1月30日(金)に入札参加全者に対し、電子メール(電子メールアドレスがない方はファクシミリ)にて送付します。(質問がない場合は通知しません)

すべての質問に対する回答を、全入札参加者に送付します。なお、回答に特別時間を要する場合は、別途通知します。

7. 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

ア 入札参加者は、参加申込後に、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。

イ 令和8年2月10日(火)までに、北本市から送付された納付書を使用して入札保証金を納付してください。

ウ 入札保証金の分割納付はできません。

(2) 入札保証金の返還

- ア 入札保証金は、落札者については契約締結後に、それ以外の者については落札者決定後に返還します。入札時に提出された入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書により指定された口座へ振込を行います。
- イ 落札者が指定期間内に契約締結を行わない場合は、入札保証金は返還せず市に帰属することとなります。
- ウ 返還する入札保証金には、利息を付しません。

8. 入札

本入札は郵便等入札であり、入札は郵送もしくは持参のみ受付けます。

(1) 入札期間

令和8年2月2日(月)から令和8年2月10日(火)まで【必着】

※郵送の場合は、入札書等の書類を必ず一般書留又は簡易書留により郵送してください。

※上記以外の郵送方法(普通郵便、メール便等)により提出された入札は無効となります。

※期間内に入札書等の必要書類が到着しない場合、入札は無効となりますので、余裕をもって郵送してください。

※郵送に関する経費は、入札参加者の負担となります。

(2) 提出書類

ア 入札書(入札書用封筒に入れ、封かん(糊付け)し、封印(封筒継目への割印)、件名及び差出人記載)

イ 入札保証金納入通知書兼領収書(金融機関の領収印のあるもの)の写し

ウ 入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書

エ 委任状(代理人が入札するとき。入札参加申込時に提出している場合は再提出不要)

※ 上記アからエを入札関係書類送付用封筒に入れ、提出してください。

(3) 提出先

ア 郵送の場合

送付先: 〒364-8633

埼玉県北本市本町1丁目111番地

北本市総務部総務課 資産管理担当 宛

イ 持参の場合

提出先: 北本市役所2階 総務部 総務課窓口

受付時間：午前8時45分から午後4時30分まで

※土、日、祝日及び平日正午から午後1時までを除きます。

(4) 入札書の記入方法等

- ア 入札参加申込者本人(代表者)が入札する場合は、所定の入札書に、入札者の住所、氏名又は名称及び代表者を記入の上、申込者本人の印鑑(実印に限る)を必ず押印してください。
- イ 代理人が入札する場合は、所定の入札書に、入札者(委任状)の住所、氏名又は名称及び代表者、代理人の住所、氏名を記入の上、代理人の印鑑(代理人の方が委任状に押印した印鑑に限る。)を必ず押印してください。
- ウ 入札書への金額の記入は、算用数字(0, 1, 2, 3……)の字体を使用してください。
- エ 入札において使用する通貨単位は、日本国通貨(円)に限ります。
- オ 入札書の金額訂正はできません。
- カ 金額以外の訂正、挿入、削除した箇所には入札者の印(代理人の場合は代理人の印)を押してください。

(5) 入札書の封入方法等

- ア 入札用封筒には、入札書のみを入れて封かん(糊付け)し、封印(封筒継目への割印)をしてください。封印には、実印(代理人が入札する場合は代理人の印鑑)を使用し、封印(封筒継目への割印)をしてください。
- イ 入札用封筒には件名及び差出人を記載してください。
- ウ 入札関係書類送付用封筒には、入札書を入れた入札用封筒及び入札保証金納入通知書兼領収書(金融機関の領収印のあるもの)の写し、入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書、委任状(代理人が入札するとき。入札参加申込時に提出している場合は再提出不要)を入れて、必ず一般書留又は簡易書留で郵送してください。

(6) 入札に当たっての留意事項

- ア 入札の実施に当たっては、1名以上の参加をもって執行します。
- イ 入札回数は1回とします。
- ウ 入札を辞退する場合、入札辞退届が必要です。
- エ 一度提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更、又は取消しできません。
- オ 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

(7) 無効な入札

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- ア 入札者の押印のない入札書による入札
 - イ 金額の訂正をした入札書による入札
 - ウ 金額以外の記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
 - エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
 - オ 入札に参加する資格のない者がした入札
 - カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
 - キ 入札保証金を納付しない者又は、その金額が不足した者のした入札
 - ク 代理人で委任状を提出しない者がした入札
 - ケ 他人の代理を兼ねた者がした入札
 - コ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2人以上の者の代理をした者がした入札
 - サ 明らかに連合によると認められる入札
 - シ 入札について不正行為があつた入札
 - ス 入札価格が予定価格に達していない入札
 - セ 一般競争入札参加申込書に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
 - ソ 代理人による入札において、委任状に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
 - タ 封かんがされていない入札書用封筒による入札
 - チ 入札期間外に提出(到着)された入札
 - ツ 郵送方法が一般書留又は簡易書留のいずれかの方法でない入札
 - テ 入札書用封筒に件名又は差出人の記載がない入札
 - ト 入札書用封筒に記載された件名又は差出人が誤っている入札
 - ナ 誓約書を提出していない者がした入札
 - ニ 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

9. 開札

- (1) 開札の日時
令和8年2月13日(金) 午後2時00分から
- (2) 会場
北本市役所3階 会議室3-B
- (3) 開札の立会等

ア 入札者等関係者は、1者につき1名開札に立ち会うことができます。この場合、北本市普通財産一般競争入札資格審査結果通知書(様式第4号)(原本)が必要となりますので、必ず持参してください。

イ 立会の受付は、開札日の午後1時30分から午後2時00分までです。

ウ 入札者等関係者の立会がない場合は、当該入札事務に関係のない職員が立ち会います。

(4) 落札者決定の方法

ア 市が定める最低売却価格以上の価格で入札した者のうち、最高価格により入札した者を落札者とします。

イ 落札者となるべき同一価格の入札をした者が2人以上いる場合は、該当者によるくじ引きにより落札者を決定します。関係者が開札に立ち会う場合は、当該関係者もくじを引くことができるものとします。

ウ イにおいて、入札者等関係者が開札の場にいない場合、また、くじを引かない者がいる場合は、入札事務に関係のない北本市職員に代わりにくじを引かせます。この場合、異議を申し立てることはできません。

エ 開札の際には、入札者全員の氏名(法人の場合は名称)及び入札金額を読み上げます。

オ 本件の入札においては、最低売却価格を事前に公表していますので、開札の結果、落札者がいない場合であっても、再度入札は行いません。

10. 契約保証金の納付

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

(2) 落札者決定後、当市が発行する納入通知書をお渡ししますので、令和8年2月25日(水)までに納付してください。

(3) 売買代金を契約締結と同時に納付する場合は、契約保証金を納付する必要はありません。

(4) 納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。

(5) 契約保証金は、売買代金に充当します。

(6) 契約保証金の分割納付はできません。

11. 売買契約の締結

(1) 落札者は、令和8年2月25日(水)午後3時までに売買契約を締結しなければ

なりません。

- (2) 事前に契約書案の内容を十分にご確認ください。
- (3) 案に基づき北本市で契約書を2部作成してお渡ししますので、契約者印を押印の上、返付してください。返付する2部のうち1部については、印紙税法第7条の規定による金額に応じた収入印紙を貼付してください。
- (4) 返付された契約書は、北本市長印を押印の上、収入印紙の貼付があるものは北本市で保管し、貼付がないものは落札者へお渡ししますので保管してください。
- (5) 買受人の契約名義は、落札者の名義となります。共有による場合は、共有者全員の名義となります。
- (6) 落札者が期限までに契約を締結しない場合、当該落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することとなりますので、ご注意ください。
- (7) 契約書に貼付する収入印紙のほか、契約の締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

1 2 . 売買代金の納付

- (1) 契約締結時に納入通知書をお渡ししますので、令和8年3月27日(金)午後3時までに売買代金を納付してください。
- (2) 既に契約保証金を納付している場合は、契約保証金の全額を売買代金の一部に充当することとなりますので、売買代金から契約保証金の額を減じた額を納付してください。
- (3) 売買代金の分割納付はできません。

1 3 . 所有権の移転等

- (1) 所有権の移転は、売買代金の納付が完了した後に手続きを開始します。売却物件は現状有姿で引渡しとします。
- (2) 所有権の移転登記は北本市が行い、登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。
- (3) 所有権の移転登記の名義は、売買契約締結者となります。
- (4) 物件の取得に伴う不動産取得税等の公租公課は、落札者の負担となります。

1 4 . 利用制限

落札者は、売買物件を利用するにあたって、次の目的のために利用し、貸付けし又は転売等をしてはなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号、第3条並びに第4条に定める者が使用するための施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条若しくは第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体が使用するための施設
- (4) その他公序良俗又は公共の福祉に反する用

1 5 . 違約金

買受人は、上記「14.利用制限」の義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を北本市に支払わなくてはなりません。

1 6 . 買戻し特約及び解除

(1) 買戻し特約

北本市は、買受人が上記「14.利用制限」の義務に違反したときは、売買物件の買戻しをすることができるものとします。買戻しをすることができる期間は、契約締結の日から10年間とします。北本市は、売買物件の所有権移転登記とともに買戻し特約の登記を行います。

(2) 買戻し特約の解除

買受人は、売買物件の所有権を売買により第三者に移転しようとするときは、当該第三者が上記「14.利用制限」に反しないことを証する書類を添えて、北本市に対し買戻し特約の解除の請求することができます。

北本市は、当該請求があった場合において、その内容を審査し、当該第三者が上記「14.利用制限」に反しないと認めるときは、買戻しの特約の解除をすることができるものとします。

北本市は、上記の買戻し特約の解除をするときは、買受人の請求により買戻し特約の登記の抹消登記を嘱託するものとし、この抹消登記に要する費用は買受人の負担とします。

17. その他

- (1) 物件は現状有姿での引渡しとなりますので、実際に現地をご覧になり、公告、入札案内書、物件調書等に記載のない事項についてもご自身でご確認し、都市計画法や建築基準法等の法令に基づく規制や売払い条件等を十分にご理解の上、お申込みください。
- (2) 土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。
- (3) 各供給処理施設(電気、上下水道、ガス等)の利用に当たっては、各事業者と十分協議してください。
- (4) 開発等(建築を含む)に当たっては、関係各機関に照会され、ご自身が納得されたうえで入札にご参加ください。
- (5) 物件の引渡し後の土地利用及び越境等に関して、隣接土地所有者、周辺住民等との調整等が生じた場合は、すべて買受人において行っていただきます。
- (6) 売却財産に隠れた瑕疵があつても、市は契約不適合責任を負いません。